# 維新百年記念公園命名権者募集要項

「維新百年記念公園テニス場」について、次のとおり愛称の命名権者を募集します。

#### 1 対象施設

#### 維新百年記念公園 テニス場

所在地	山口市維新公園4丁目1番1号	
契約希望金額	年額100万円以上	
愛称の使用期間	3年以上5年以内	
命名条件	「庭球」又は「テニス」等の言葉を使用すること	

- ※ 上記金額には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。
- ※ 愛称使用期間は、年単位に限ります。
- ※ 契約金の納付は年度毎とし、納付期限は毎年4月30日までとします。(納期限が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、その前日を納期限とします。)なお、初年度については、県が指定する日までに納付してください。
- ※ 初年度の愛称の使用期間が年度途中になる場合は、愛称の使用期間に応じて按 分した金額を納付してください。
- ※ 愛称は、施設の設置目的・イメージ等にふさわしい愛称とすることとします。
- ※ 対象施設の概要は、別紙1のとおりです。
- ※ その他命名条件については、3のとおりです。

# 2 命名権の内容

対象施設に、企業名、商品名等を含んだ愛称を付けることができます。

※ 条例上の施設名称を変更するものではありません。 なお、国際大会等においては、主催団体の規定により、条例上の施設名称を使用 する場合があります。

#### 3 命名条件

- (1)公共施設にふさわしい愛称とし、山口県広告掲載基準第4条に規定する内容の名称は除きます。
- (2) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中における愛称の変更はできません。
- (3) 愛称が定着するまでの期間(概ね1年程度を想定)、条例上の名称を併記する場合があります。

#### 4 命名権者への特典

- (1) 応募者からの施設利用に関する特典等の提案を可能とし、別途協議の上、決定するものとします。なお、提案内容によっては、ご希望に添えない場合があります。
- (2) 当初の契約期間満了後、契約更新を希望される場合には、現命名権者に優先交渉権を付与します。

# 5 対象企業

- (1)株式会社又は有限会社とします。 複数の株式会社又は有限会社で構成されるグループでの応募も可能です。
- (2) 次のいずれにも該当しない者とします。
  - ア 国税又は地方税を滞納している者
  - イ 山口県広告掲載基準第3条に規定する規制業種又は事業者
  - ウ その他、命名権を取得することが適当でないと県が認める者

## 6 費用負担等

# (1) 費用負担

区 分	費用負担	
区分	県・指定管理者	命名権者
対象施設等の建物・敷地内サイン(愛称看板等)の新		
設及び変更(設計、工事、維持管理等を含む。)*		
愛称使用期間終了後の原状回復		0
県及び維新百年記念公園ホームページの表示変更	0	

<sup>※</sup> 周囲の景観等との調和や円滑な工事施工を図るため、事前に県及び指定管理者 と協議し、同意を得る必要があります。

#### (2) その他

- ア サインの新設及び変更に当たっては、山口県屋外広告物条例、山口市景観計画及び山口市景観デザインガイドラインの規定に沿う必要があるため、山口市都市計画課と事前に協議してください。
- イ 道路標識等の変更については、県等の道路管理者等と協議の上、変更の可否 を確認してください。なお、変更に伴い負担が生じる場合には、命名権者でご 負担ください。
- ウ 県が発行する対象施設及び公園全体のパンフレットには、愛称が付与された ことをお知らせする文書を添付します。なお、命名権者が発行するパンフレッ ト等に対象施設等の写真等を使用する場合は、県と事前に協議してください。
- エ 民間事業者が発行するチケット及び地図等の愛称の表示については、発行する民間事業者の判断に委ねられます。
- 7 愛称使用開始予定

命名権者との協議により決定します。

- 8 申込書の提出方法
- (1) 申込書受付期間

随時受付けます。

ただし、第一申込者を受付けた日をもって募集を締め切ります。

※郵送の場合は、申込書が到達して受理した日とします。

持参の場合には、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで受付けします。

#### (2)提出方法

申込書の提出は、持参とします。ただし、申込書の持参が困難な場合は、郵便等 により提出することも可能とします。

# (3) 提出書類(原本1部)

- ア 申込書(様式1)
- イ 応募資格についての確約書(様式2)
- ウ 会社概要及び直近3年の決算報告書(概要版) なお、山口県内に事業所等がある場合は、事業所の概要(従業員数等)も添 付してください。
- 工 登記事項証明書
- オ 都道府県税の滞納がないことの証明書
  - ・ 山口県税の滞納がないことの証明書
  - ・ 山口県内に事業所等がない場合は、本社所在地の都道府県税の滞納がない ことの証明書

なお、滞納がないことの証明書が発行されない都道府県については、直近 事業年度の法人(都道府)県民税と法人事業税の納税証明書を提出してくだ さい。

- カ 市町村税の滞納がないことの証明書
  - ・ 山口県内に本社がある場合は、本社所在地の市町村税の滞納がないことの 証明書
  - ・ 山口県内に事業所等がある場合は、県内の事業所等所在地の市町村税の滞 納がないことの証明書

なお、滞納がないことの証明書が発行されない市町村については、直近一年間のすべての税目についての納税証明書を提出してください。また、山口県内に事業所等がなく、県内市町に納税義務のない場合は提出不要です。

- キ 国税の滞納がないことの証明書
  - ・ 本社等の所在地を所管する税務署長が発行する国税の納税証明書(その3 の3)(法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書)
- ク 暴力団排除に関する誓約書(様式3)
- ケ 役員等名簿(様式4)
- コ 委任状(様式5)(広告代理店を通じて申し込む場合、本社の代理で支店長が申し込む場合等)
  - ※1 各様式には、実印等の登録印を押印してください。
  - ※2 エ~キについては、発行から3か月以内のものを提出してください。また、エ~キ及びサについては、鮮明なものであれば、コピーでも構いません。

※3 応募資格の確認のため、申込みを受けた情報の一部を警察当局へ提供する場合があります。

# (4) 提出先

<del>7</del> 7 5 3 - 8 5 0 1

山口県山口市滝町1番1号 山口県庁11階

山口県十木建築部都市計画課調整班

電 話 (083) 933-3720

FAX (083) 933-3749

メール a18400@pref. yamaguchi. lg. jp

(5) 申込みに当たっての留意事項

ア 応募に当たり必要な経費は、全額応募者で負担してください。

- イ 提出書類は返却しません。
- ウ 必要に応じて、追加資料を求める場合があります。
- エ 提出書類は、山口県情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。

#### 9 質問の受付

募集要項に関する質問は、次のとおり受付けます。

(1)受付期間

随時受付けます。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

(2) 受付方法

8 (4) の担当課に電話連絡の上、質問票(様式 6) により、電子メール又は FAXにより提出してください。

(3)回答予定

県都市計画課担当者から回答します。なお、この回答は本募集要項の追加又は 修正とみなします。

# 10 選定方法等

(1) 選定方法・選定基準

県が設置する「維新百年記念公園ネーミングライツ選定委員会」において、応募 内容を審査して命名権者候補者を選定します。(選定基準は別紙2のとおり。)

ただし、応募に適当な者がなかった場合には、命名権者を決定しないことがあります。

(2) 選定結果の通知

選定後、すべての応募者に文書で通知します。

#### 11 契約の締結

命名権者候補者との交渉を行い、命名権者を決定後、県と命名権者との間で命名権 に関する契約を締結します。

なお、契約を締結した命名権者は、契約更新の際に優先的に交渉することができます。

# 12 契約の解除

契約締結後、命名権者が5 (2) に該当することとなったとき、社会的信用を損な う行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるとき、その他命名権者とする ことが適当でないと認められるときは、県は契約を解除できることとします。

この契約解除に伴うサイン(愛称看板)の撤去等に必要な経費は、命名権者の負担とします。

なお、契約を解除した場合、違約金として、命名権料総額(一部が納付されているときはその額を控除した額)の10%に相当する額の支払いを求めるものとします。この場合、納付済みの命名権料は返還しません。

# 13 その他

この募集要項に記載のない事項については、山口県広告取扱要綱及び山口県広告掲載基準に従って取り扱います。

# ◆ 維新百年記念公園 テニス場

# 1 概要

(1) 所在地

山口市維新公園4丁目1番1号(JR大歳駅又は矢原駅から徒歩10分)

(2) 供用開始日 昭和48年4月

(3) 主な施設

テニスコート (16面)、管理棟、中央観覧席

(4) 指定管理者

一般財団法人 山口県施設管理財団

(5) 利用者数 (実績)

平成29年度 約9万人 平成28年度 約7万人 平成27年度 約8万人

# (2) 主な利用実績(H29年度)

- ・中国オープンジュニア山口大会
- ・山口県ジュニアテニス選手権大会
- ・山口県中学校ソフトテニス選手権大会
- 西日本医科学生総合体育大会
- ・山口市民テニス大会団体戦・個人戦

# (2) 敷地内サイン

総合案内・現在地案内・誘導看板	19 箇所 (計 25 枚)
その他表示場所	1箇所

※ 変更するサインの範囲については、命名権者の判断に委ねます。





# 【選定基準】

契約希望金額(年額)を1円=1点として換算したものを基準点とし、次の表により算定した加算点との合計点(評価点)で選定を行う。

項目	内容				
基準点	契約希望金額(年額)を1円=1点として換算したもの				
	評価項目	加算内容	加算方法		
加算点	愛称の使用 期間	愛称の使用期間による加算	愛称の使用期間に応じて、基準点の次の割合にあたる点数を加算する。 ・3年・・加算なし ・4年・・5% ・5年・・10%		
	地域貢献の 状況	地域貢献状況に よる加算	県内に本店、支店又は営業所等を有する企業については、基準点の10%に当たる点数を加算する。		
	愛称	愛称の親しみや すさによる加算	「維新」、「山口」等の言葉を使用するなど、県民に とって親しみやすい愛称には、基準点に10%以内 の割合にあたる点数を加算する。		

- ※ 選定基準に基づき、評価点が高い順に順位を決定し、第1順位の者を選定する。
- ※ 第1順位の者が複数あった場合は、①契約金額(年額)が高い者②愛称の使用期間が長い者 ③愛称の親しみやすさによる加算率が高い者の順に選定を行い、それでも同点の場合は、後日 当事者によりくじによる抽選を行うものとする。

# 維新百年記念公園テニス場

















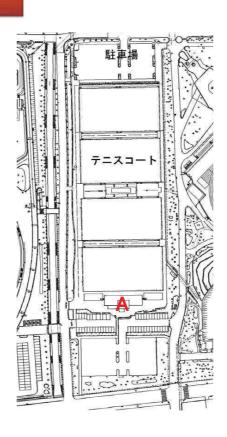








# その他表示場所位置図







拡大